

改正の概要

1 改正の趣旨

(1) 保険業法施行規則の一部改正及びこれに伴う金融庁告示について

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成17年内閣府令第84号)等の施行により、本年12月22日から、いわゆる第三分野保険について、保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計を1,000万円に限ることが地域金融機関特例及び協同組織金融機関特例の要件に加わることとなっている。

銀行等による保険販売の全面解禁の円滑な実施を図る観点から、これを見直し、上限を定める保険及びその上限額を金融庁長官が定めるよう保険業法施行規則を改正し、新たに金融庁告示を制定する。

(2) 銀行法施行規則等の一部改正について

現行制度上、銀行等の子会社が金融関連業務として行う保険募集(保険専門関連業務として行うものを除く。)については、その対象保険商品に銀行等本体と同様の制限が課せられている。

本年12月22日をもって、銀行等本体において販売可能な保険商品に制限がなくなることに伴い、銀行等の子会社についても、同様に制限を撤廃する措置を講ずる。

また、銀行法施行規則のほか、長期信用銀行法施行規則、信用金庫法施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び労働金庫法施行規則について、同様の改正を行う。

2 施行時期

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成17年内閣府令第84号)及び保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成18年内閣府令第9号)の施行と同時に、本年12月22日から施行する。